

カナダ「サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の防止等に関する法律」

に基づく報告書 2024

住友金属鉱山株式会社

SMM Gold Cote Inc.

内容

1. はじめに.....	- 2 -
2. 組織、事業活動、サプライチェーン.....	- 2 -
1) 組織.....	- 2 -
2) 事業活動.....	- 2 -
3) サプライチェーン.....	- 2 -
3. 強制労働と児童労働に関する基本的な考え方.....	- 3 -
1) 住友金属鉱山グループ人権方針.....	- 3 -
2) 鉱物調達に関する方針.....	- 4 -
3) SMM グループ行動基準.....	- 4 -
4. 強制労働または児童労働に関するデューディリジェンスのプロセス.....	- 4 -
1) ビジネスと人権に関する取組みのプロセス.....	- 4 -
2) 金および銀製錬における紛争鉱物に関する方針に基づくデューディリジェンス.....	- 5 -
3) 銅・ニッケル・コバルト原料の責任ある調達に関する方針に基づくデューディリジェンス.....	- 5 -
5. 事業活動とサプライチェーンにおける強制労働と児童労働のリスクとリスクを評価・管理するために講じた措置.....	- 6 -
1) 事業活動における強制労働と児童労働のリスク.....	- 6 -
2) リスクを評価・管理するために講じた措置.....	- 6 -
3) 苦情処理メカニズム.....	- 6 -
6. 事業活動とサプライチェーンにおける強制労働または児童労働の使用をなくすために取られた措置の結果生じる、最も脆弱な家庭の収入減少を是正するために取られた措置.....	- 6 -
7. 社内啓発.....	- 7 -
8. 有効性の評価.....	- 7 -
9. 機関決定.....	- 7 -

1. はじめに

この報告書は、カナダ「サプライチェーンにおける強制労働と児童労働の防止等に関する法律」(以下、本法)に基づき、住友金属鉱山株式会社(以下、当社または SMM) および SMM Gold Cote Inc. (以下、SMMGC) が共同で作成し、公表したものです。

本報告書は、当社および SMMGC が事業及びそのサプライチェーンにおいて、強制労働や児童労働を防止することを目的として、2024 年度(当社については 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで、SMMGC については 2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日まで)に当社および SMMGC が行った取組みについて記載しています。

2. 組織、事業活動、サプライチェーン

1) 組織

① 住友金属鉱山株式会社

当社は東京に本社を置く日本の企業であり、東京証券取引所に上場しています。

当社は国内外で鉱山開発を行い、ニッケル、銅および金を含む多様な非鉄金属の製錬および電池・機能性材料生産を行っています。

当社の会社情報および事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.smm.co.jp/>

② SMM Gold Cote Inc.(SMMGC)

SMMGC は、カナダのブリティッシュコロンビア州法に基づいて設立され、ブリティッシュコロンビア州バンクーバーに本社を持つ、当社の 100%子会社です。

2024 年 12 月 31 日時点で、SMMGC では 10 名の一般従業員を雇用していました。

2) 事業活動

当社は、環境・社会に配慮した鉱山開発・運営を行う資源事業、採掘した鉱物資源から高品質な金属素材を生み出す製錬事業、付加価値の高い機能材料の生産を行う材料事業という 3 つの事業を一貫して行う、世界でも類を見ないユニークなビジネスモデルを持つグローバル企業です。主に取り扱う非鉄金属は、ニッケル、銅、金で、優良な銅鉱山権益を世界各地に保有し、日本国内で唯一の大規模商業生産をしている金鉱山を保有しています。

SMMGC は、当社とカナダのトロントに本社を持つ IAMGOLD Corporation (以下、IMG 社) が共同出資・開発を進めているコテ金鉱山の鉱山業および付帯関連事業を行っています。コテ金鉱山プロジェクトは 2024 年 8 月に商業生産を開始しています。

3) サプライチェーン

当社グループ（当社およびその子会社）は、「資源」「製錬」「材料」の3事業連携により、素材に応じて自社内で一貫した原料確保、安定供給、品質などのトレーサビリティの体制を構築しております。

当社グループの事業の詳細及びサプライチェーンの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

統合報告書 2024

https://www.smm.co.jp/ir/library/integrated_report/pdf/2024/2024_All.pdf?241224

SMMGC は当社が IMG 社と共同で権益を保有するコテ金鉱山の開発と付帯関連事業を行っており、鉱山オペレーションは IMG 社が行っています。

3. 強制労働と児童労働に関する基本的な考え方

資源産業は事業地域における大規模開発を伴うことが多いため、地域社会に及ぼす影響が大きくなります。また、特に鉱物資源開発においては、児童労働等の人権侵害を引き起こすリスクがあります。このような事業特性を踏まえ、当社グループは、ステークホルダーの中でも「地域住民・先住民」、「サプライチェーン上の従業員」および「当社グループの従業員」の人権を尊重する取組みを重点的に進めています。

当社グループは国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、また経営理念において「人間尊重を基本とする」ことを掲げています。当社グループの「人権方針」に基づきデューディリジェンスの実施や苦情処理（救済）メカニズムの運用など人権尊重の取組みを推進します。

1) 住友金属鉱山グループ人権方針

当社は 2025 年に当社グループの人権方針を改正しました。この方針では、子どもの権利の尊重および児童労働の禁止、人種や宗教、性別、年齢、性的指向、障害の有無、国籍等による差別、ハラスメントやいじめを認めないなど、基本的な人権課題に対するコミットメントを定めています。また、国際人権章典や ILO 中核的労働基準（5 分野 10 条約：結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の廃止、児童労働の実効的な撤廃、雇用及び職業における差別の撤廃、安全で健康的な労働環境）などの国際規範に基づいて人権尊重に取り組みます。万が一、当社グループの事業地域において適用される法規制と人権に関する国際規範とが矛盾する場合は、法規制を遵守しつつ国際規範を尊重する方法を追求します。

住友金属鉱山グループ人権方針

https://www.smm.co.jp/sustainability/management/humanrights_procurement/

2) 鉱物調達に関する方針

当社グループは、住友金属鉱山グループ人権方針に基づき、児童労働および強制労働などの人権侵害、環境破壊、不法採掘、汚職などに関わる恐れのある鉱物、武装勢力等の資金源となる恐れのある鉱物の調達は行いません。

経済協力開発機構（OECD）が鉱物調達に関して定めるガイダンスを尊重し、サプライヤーに適切に働きかけ、サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達に取り組みます。関連方針は以下からご確認ください。

住友金属鉱山グループ責任ある鉱物調達に関する方針

<https://www.smm.co.jp/sustainability/management/procurement/>

金および銀製錬における紛争鉱物に関する方針

<https://www.smm.co.jp/sustainability/management/pdf/ConflictMetals.pdf>

銅・ニッケル・コバルト原料の責任ある調達に関する方針

https://www.smm.co.jp/sustainability/management/pdf/responsible_sourcing_policy.pdf

3) SMM グループ行動基準

当社グループは、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業を目指すという経営理念を実現するために、「SMM グループ行動基準」を制定しています。同行動基準の中では役員・従業員の具体的な行動基準を定め、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを示しています。

SMMグループ行動基準

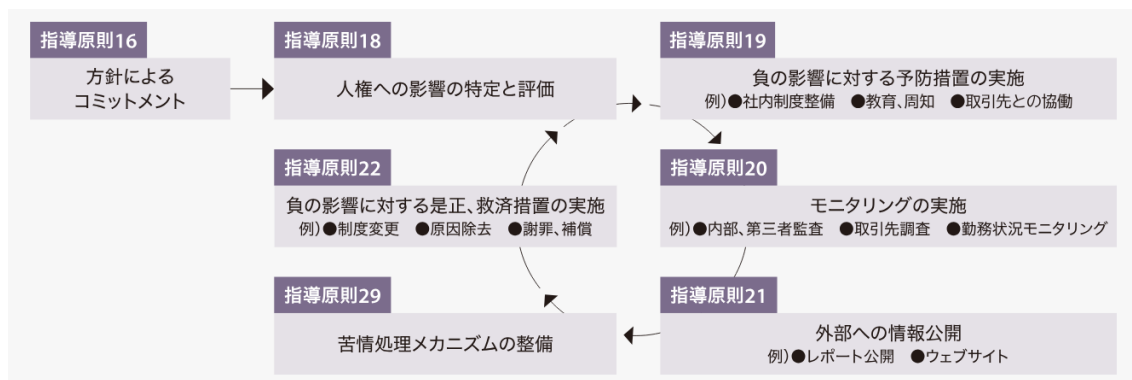
<https://www.smm.co.jp/sustainability/management/compliance/>

4. 強制労働または児童労働に関するデューディリジェンスのプロセス

当社グループは、「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」などに従い人権デューディリジェンスに取り組んでいます。当社グループが行う事業におけるサプライチェーンのうち、原料調達に関するものを高リスクのサプライチェーンとして認識し、高リスクに対応するために、原料調達のサプライチェーンについてデューディリジェンスを実施し、リスク評価を実施しております。

1) ビジネスと人権に関する取組みのプロセス

国連の指導原則に基づきビジネスと人権に関する取組みを下図のように整理しています。当社は人権方針に基づきデューディリジェンスや苦情処理メカニズムの運用に取り組み、その内容についてサステナビリティレポート等で開示をしています。



2) 金および銀製錬における紛争鉱物に関する方針に基づくデューディリジェンス

金銀原料の取引先についてデューディリジェンスを実施し、リスクの評価を実施します。その評価結果により、紛争地域に由来する紛争鉱物であると判明した場合は取引を中止します。

取引のモニタリングとして、製錬所に納入された金銀原料について、製錬所は現物確認や重量測定等を行ない、調達部門が認識している取引情報との整合性を確認しています。さらに、金銀原料の取引先のデューディリジェンスが適切に実施されていることを監視するため、定期的に内部監査を実施しています。金および銀製錬に係る金銀原料に関して、独立した第三者機関による監査を受審しています。

3) 銅・ニッケル・コバルト原料の責任ある調達に関する方針に基づくデューディリジェンス

銅、ニッケルおよびコバルト原料のサプライチェーンについてデューディリジェンスを実施し、リスクの評価を実施しています。高リスクのサプライチェーンについては、追加的な調査を実施した上で、取引の可否を決定します。

上流のサプライヤーに重大な人権侵害または非国家武装グループに対する直接または間接的な支援が判明した場合は、直ちに取引を停止します。その他のリスクの場合は、リスクの緩和を図るとともに、リスクが緩和できないと判断した場合は直ちに取引を停止します。

取引のモニタリングとして、精錬所に納入された上記原料について、精錬所は現物確認や重量測定等を行ない、調達部門が認識している取引情報との整合性を確認します。さらに、上記原料のサプライチェーンのデューディリジェンスが適切に実施されていることを監視するため、定期的に内部監査を実施し、独立した第三者機関による監査を受審

しています。

5. 事業活動とサプライチェーンにおける強制労働と児童労働のリスクとリスクを評価・管理するために講じた措置

1) 事業活動における強制労働と児童労働のリスク

当社グループが行う事業におけるサプライチェーンのうち、原料調達に関するものを高リスクのサプライチェーンとして認識し、高リスクに対応するために前述の鉱物調達に関する方針に従ってデューディリジェンスを実施し、リスク評価を実施しております。

2) リスクを評価・管理するために講じた措置

当社グループは、3の2)に記載の鉱物調達の方針に従ってサプライチェーン・デューディリジェンスを実施しております。

各原料について、2024年4月1日から2025年3月31日までの評価対象期間において、関連するサプライチェーンでは高リスクのサプライチェーンは特定されませんでした。

3) 苦情処理メカニズム

当社グループは苦情処理（救済）メカニズムに関し、当社グループ従業員のための内部通報制度を整備しています。また社外ステークホルダーも利用できるメカニズムとして、第三者が運用するプラットフォームを活用しています。このプラットフォームは、2022年に設立された一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）が提供するもので、当社はJaCERに発足メンバー（正会員）として加盟しています。JaCERは、国連の指導原則に準拠した非司法的な苦情処理プラットフォームである「対話救済プラットフォーム」を提供し、かつ外部有識者からなるアドバイザリーボードやステークホルダーパネルを設置しており、必要な際には独立した専門人材からなる助言仲介委員会や調査委員会を利用可能とする、専門的な立場から会員企業の苦情処理の支援・推進を目指す組織です。

6. 事業活動とサプライチェーンにおける強制労働または児童労働の使用をなくすために取られた措置の結果生じる、最も脆弱な家庭の収入減少を是正するために取られた措置

上記年度において、当社グループの事業及びサプライチェーン内で強制労働または児童労働の使用は判明しませんでした。また、上記年度において、取組みの結果として、最も脆弱な家庭の収入減少が生じたことは確認できませんでした。

7. 社内啓発

当社は、各原料のサプライチェーン・デューディリジェンスに関わる全ての従業員に対して、サプライチェーン・デューディリジェンスに関する教育訓練を計画的かつ継続的に実施しています。

また、当社グループの全従業員を対象としたサステナビリティ研修を通じて、人権に関する理解促進を行っており、毎年12月を人権月間として社内啓発に取り組んでいます。

8. 有効性の評価

当社グループは鉱物調達方針に基づいて、取引のモニタリングを行っております。原料のサプライチェーンのデューディリジェンスが適切に実施されていることを監視するため、定期的に内部監査を実施し、独立した第三者機関による監査を受けております。

9. 機関決定

本報告書は、住友金属鉱山株式会社、SMM Gold Cote Inc.の各取締役会において承認されました。

カナダの「サプライチェーンにおける強制労働と児童労働の闘いに関する法律」の要件、特に第11条に従い、私は上記に記載された該当企業の報告書に含まれる情報を確認したことを証明します。

私の知識に基づき、合理的な注意を払ったうえで、報告書内の情報が法律の目的に照らし、報告書に記載された報告年度に関して、全ての重要な点において、真実、正確、かつ完全であることを証明いたします。

2025年5月22日



住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 松本伸弘

2025年5月22日



SMM Gold Cote Inc.
代表取締役社長 武本信也